

社会保障・税番号制度の円滑な運用に関する緊急要請

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な導入に向けて、中核市を始めとする地方自治体においては、総力をあげて準備に取り組んでいるところである。

一方、国においては、着実な制度の導入を図るため、平成26年度補正予算及び平成27年度予算方針による財政措置を決定するなど、制度設計を進めているところである。

マイナンバー制度が公平・公正な社会の実現や市民サービスの向上にとって極めて重要な社会基盤であると同時に、国において必要な情報基盤であることを踏まえ、地方自治体が円滑な運用や制度の普及に取り組むにあたり、国の責任において次の事項について適切な措置を講じるよう強く要請する。

1 個人番号カードの申請・交付事務について

個人番号カードの申請・交付の手續きにあたっては、住民が市町村窓口でカードの交付を受ける「交付時来庁方式」のほか、申請書を市町村窓口で記載・提出し、その際に本人確認を併せて行う「申請時来庁方式」など複数の方式が国において示されたところであるが、住民の負担軽減と市町村の特性に応じた申請・交付の手續きが可能になるなどのメリットがあるものの、市町村の事務量増加も想定される。

については、国において、通知カード送付時などの機会を利用し、住民に対し手續方法の周知を図るとともに、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、個人番号カードの申請・交付方法などの制度運用について早期の情報提供を行うこと。

また、市町村の特性に応じて選択した申請・交付方法に係る事務経費について、地方負担が発生することのないよう財政措置を講じること。

2 マイナンバー制度導入に伴うシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を進めているが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回ることが見込まれ、地方負担が発生することとなる。

国においては、国庫補助金等による財政措置が講じられたところであるが、地方自治体における改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

平成27年3月10日

中核市市長会